

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(南薩森林計画区)

(第 3 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自	平 成 2 6 年 4 月	1 日
至	平 成 3 1 年 3 月	3 1 日

(平 成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(南薩森林計画区)

(第 3 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自 平 成 2 6 年 4 月 1 日

至 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日

(平 成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

国有林野の多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等を推進するため、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、平成28年3月変更、平成29年3月変更、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「(3) その他必要な事項」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

6 国民の参加による森林の整備に関する事項	1
(3) その他必要な事項	1

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名称	面積(ha)	位置(林小班)
<u>多様な活動の森</u>	<u>2.31</u>	<u>73ぬ、73る、73る1</u>

第4次国有林野施業実施計画書

(南薩森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

「多様な活動の森」の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、平成28年3月変更、平成29年3月変更、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

(1) 「8 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を上記理由により変更する。

目 次

8 その他必要な事項	1
(2) フィールドの提供	1

8 その他必要な事項

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
<u>73ぬ、73る、 73る1</u>	<u>多様な活動の森</u>	<u>平成29年10月19日協定 入来浜自治会</u>

